

# 建設経済常任委員会説明資料

平成22年6月1日

農業振興課

平成22年度 口蹄疫発生に係る三豊市（香川県）の対応

日 時	事 項	備考
4月20日（火）	宮崎県都農町の肉用牛繁殖農家（頭数：16）にてうち3頭が、口蹄疫と疑似確認される	
4月20日（火）	香川県緊急防疫会議（県畜産課・県家畜保健所）	香川県
4月21日（水）	第1回 香川県家畜防疫会議（県、市町、関係団体）	香川県
4月21日（水） ～ 4月27日（火）	緊急調査（423戸） ・ 県内全ての牛飼養農家及び、養豚農家に対し電話調査 ・ 本年1月以降、宮崎県から素牛を導入した農家について立入検査（全戸、全頭異常が無いことを確認）	香川県
5月10日（月）	香川県のホームページにて口蹄疫に関する情報提供	香川県
5月10日（月）	県西部家畜保健所主催推進協議会（県、市町、関係団体）	香川県
5月18日（火）	第2回 香川県家畜防疫会議（県、市町、関係団体）	香川県
5月18日（火） ～	緊急消毒（423戸） ・ 県内すべての牛飼養農家及び、養豚農家に対し消石灰を配布し、8週間の緊急消毒の実施	香川県
5月24日（月）	消毒剤の配布（69戸） ・ 三豊市内の対象の69戸に対し、スミクロール（塩素系消毒剤）125錠を配布、消毒の依頼	三豊市

平成22年 5月25日現在

平成22年産米の市町別の生産数量目標(需要量に関する情報)

市町名	生産数量目標(トン)	面積換算値(ha)		【参考】21年産米の 生産数量目標(トン)	面積換算値(ha)
		面積換算値(ha)	うち県立施設等 の作付意向面 積(ha)		
高松市	17,064.8	3,320.0	4.3	17,185.8	3,350.1
丸亀市	7,661.3	1,517.1	0.2	7,733.9	1,534.5
坂出市	3,165.5	628.1	0.0	3,216.8	638.3
善通寺市	3,190.3	635.5	0.0	3,177.3	634.2
観音寺市	7,250.7	1,456.0	0.0	7,188.8	1,434.9
さぬき市	6,831.0	1,382.8	2.5	6,827.9	1,379.4
東かがわ市	4,404.2	919.4	0.0	4,412.3	919.2
三豊市	9,281.6	1,863.8	0.4	9,281.5	1,867.5
土庄町	386.8	85.8	0.0	362.6	80.4
小豆島町	216.6	48.4	0.0	216.8	48.5
三木町	4,026.6	802.1	0.5	3,900.8	777.0
直島町	3.3	0.9	0.0	2.6	0.7
宇多津町	252.6	50.0	0.0	261.1	51.7
綾川町	5,552.5	1,142.5	7.3	5,566.0	1,140.6
琴平町	831.2	167.6	0.7	829.6	167.6
多度津町	1,202.6	237.2	0.0	1,222.5	241.6
まんのう町	5,168.4	1,076.8	0.0	5,253.7	1,081.0
県 計	76,490.0	15,333.9	15.9	76,640.0	15,347.2

**水田利活用自給力向上事業**

…主として、お米を作らない水田で定められた作物を作ることにに対する助成です

- (1) 対象農業者  
捨てづくりの防止の要件を満たし、交付対象作物を生産する農業者・集落営農です。
- (2) 対象作物及び交付単価

① 戦略作物 (転作田での作付)

作物名	交付単価
麦 (小麦、はだか麦)	37,000円/10a以内
大豆 (黒大豆含む)、 飼料作物	35,000円/10a以内
新規需要米 (飼料用・バイオ燃料用米・WCS用稲)	26,000円/10a以内
そば、なたね、加工用米	80,000円/10a
	20,000円/10a

- ② その他作物 (野菜、果樹などの香川県が指定する36品目)  
22年産水稲を作付けしない水田が対象 (別表) 3,000円~15,000円/10a 以内
- ③ 二毛作助成 (二毛作助成の対象となる作付けパターンを参照)  
「主食用米と戦略作物」又は「戦略作物同士を組み合わせる作付け」の場合の裏作が対象。15,000円/10a

二毛作助成の対象となる作付けパターン

作付けパターン		交付金額 (円/10a)	
基幹作物	二毛作物	基幹助成	二毛作助成
・ 水稲	+ 麦	1.5万円 (米モデル交付金)	+ 1.5万円
・ 大豆	+ 麦	3.5万円	+ 1.5万円
・ 水稲	+ 野菜	1.5万円 (米モデル交付金)	-
・ 麦	+ そば	3.7万円	+ 1.5万円
・ 麦	+ 野菜	3.7万円	-
・ 飼料用米	+ 麦	8万円	+ 1.5万円
・ 飼料用米	+ 野菜	8万円	-
・ 野菜	+ 野菜	3千円~15千円 (地域単価) 下記に表示	

※JA香川県では、現況 (小麦の輸入価格や米粉の需要状況) から判断し、22年度では米粉用米は取り組みません。

<別表> その他作物 (県指定36品目) 営農計画書に記載が必要 22年産水稲や戦略作物を作付けしない水田を対象

交付単価	作物
3千円以内/10a	景観形成作物※、地力増進作物※
5千円以内/10a	サトイモ、自然薯、タマネギ、ナス、馬鈴薯、メロン、オリーブ、カーネーション、苗木※
8千円以内/10a	オクラ、サトウキビ、ニンニク、パセリ、ピーマン、モロヘイヤ、バラ、ラナンキュラス
10千円以内/10a	トマト、レタス、ヒマワリ、マーガレット、タバコ、
13千円以内/10a	青ネギ、イチゴ、エンサイ、キャベツ、キュウリ、採種タマネギ、キク、松盆栽、
15千円以内/10a	アスパラガス、スイートコーン、ナバナ、ブロッコリー
※ <苗木> オリーブ、ケヤキ、コナラ、ヒノキ	
<地力増進作物> セスパニア、ソルガム、トウモロコシ、ヘアリーベッチ、レンゲ	
<景観形成作物> カラシナ、コスモス、菜の花、ヒマワリ、レンゲ	

3) 激変緩和措置

平成23年度からの戸別所得補償制度の本格的な実施に向けて、平成22年度も継続して安定的な生産体制が維持できるよう、現行に比べて助成額が減額となる地域における影響をできる限り緩和するため、単価設定の弾力的運用等の激変緩和措置が講じられます。

三豊市では、レタス25,000円以内/10a、ブロッコリー12,000円以内/10aを別表の金額に上乘せします。

(別表) 土地利用型農業構造改革加速化事業

事業種目	事業実施主体	事業の内容	事業実施期間	採択基準	補助率
1 米政策改革支援事業 (1) 市町指導支援事業           (2) 需給調整体制整備支援事業	市町           認定方針作成者 (農業協同組合)	望ましい生産構造の実現を図るため、ビジョン実現に向けた助言・指導、生産調整実施状況の把握、生産調整実施状況の把握、生産調整事務や米政策改革推進対策事務の助言・指導等を行う。           新たな需給調整システムの構築を図るため、農業協同組合における需給調整推進委員の設置、実施計画の配布・回収、農業者間・集落間調整、生産数量目標の決定・通知等、米の需給調整活動等の体制整備を図る。	原則として1年間	需要に応じた米の生産の推進を図るとともに、水田農業の構造改革、水田をフル活用した産地づくりを積極的に推進する市町であること。           農業者が自らの課題を検討し、不作付地の解消等による水田の有効活用の推進や農業者の意識改革の促進を図るとともに、新たな需給調整システムの構築や望ましい生産構造の実現を図る活動を積極的に推進する地域であること。	定額
2 土地利用型農業高度化支援事業 (1) 整備事業	① 地域水田農業ビジョンに搭載された認定農業者（以下「認定農業者」という。） 特認団体（市町長が知事と協議して適当と認めるもの。以下同じ。） ② 営農集団 ③ 農業協同組合	土地利用型農業の規模拡大などの高度化に必要な営農用機械・器具の整備に対して支援を行うものである。	原則として1年間	次に掲げるすべての要件を満たすこと。  1 事業実施主体が農業協同組合、営農集団、特認団体の場合は、受益者が3戸以上であること。 2 目標年度における対象作物の作付面積及び基幹作業受託面積（水稲は、代掻き、田植、又は直播栽培の播種及び収穫作業受託面積の合計値の1/3、麦類及び大豆は、播種及び収穫作業受託面積の合計値の1/2に換算する。以下同じ。）の合計が概ね10ha以上（営農集団は、12.8ha以上）で、事業実施前年度から4ha以上（主要農作物種子の取組みは、主要農作物種子を一般産とあわせて2ha以上。）拡大する計画があること。	30%以内

<p>(2)土地利用型作物生産性向上対策事業</p>	<p>①地域水田農業ビジョンに登録された認定農業者（以下「認定農業者」という。） 特認団体（市町長が知事と協議して適当と認めるもの。以下同じ。） ②営農集団</p>	<p>生産性・品質の向上、生産量の確保に必要な機械・器具の整備に対して支援を行うものである。</p>		<p>3 補助対象機械・器具の利用面積は、香川県特定高性能農業機械導入計画（平成17年8月5日付け17農経第16119号。以下同じ。）で定められた利用規模の下限面積以上であること。</p> <p>次に掲げるすべての要件を満たすこと。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体は、受益者が3戸以上であること。</li> <li>2 事業実施翌年度（麦にあっては事業実施年度）における対象作物の作付面積及び基幹作業受託面積（水稲は、代掻き、田植、又は直播栽培の播種及び収穫作業受託面積の合計値の1/3、麦類及び大豆は、播種及び収穫作業受託面積の合計値の1/2に換算する。以下同じ。）の合計が概ね10ha以上（営農集団は、12.8ha以上）で、事業実施前年度から2ha以上（主要農作物種子の取組みは、主要農作物種子を一般産とあわせて2ha以上。）拡大する計画があること。</li> <li>3 品質及び収量を10ポイント以上向上させる計画があり、達成される見込みであること。</li> <li>4 補助対象機械・器具の利用面積は、香川県特定高性能農業機械導入計画（平成17年8月5日付け17農経第16119号。以下同じ。）で定められた利用規模の下限面積以上であること。</li> </ol>	<p>1/3以内</p>
----------------------------	--	--	--	---	--------------

事業の内容	事業実施 主 体	事業実施 期 間	採択基準及び事業の規模等	補助率
<p>■ 企業の経営者育成推進事業</p> <p>次世代を担う企業の経営者を育成するため、独創性やモデル性の高い農業を展開しようとするものに対し助成する。</p> <p>a 開発実証 b 導入実証 c 販売促進活動 d 小規模土地基盤整備 e 栽培管理用機械施設 f 有機物供給・土づくり機械施設 g 集出荷・調整・貯蔵機械施設 h 加工流通機械施設 i 園芸廃棄物処理施設 j 特認機械施設 k その他</p>	<p>認定農業者 農業生産法人 営農集団 特認団体</p>	<p>原則として 1年間</p> <p>(但し、必要と認められる場合は複数 年実施可能)</p>	<p>■ 受益戸数：原則3戸以上 (ただし、企業の事業については、認定農業者もしくは農業生産法人で地域の農業活動等に実績がある場合は、この限りでない)</p> <p>■ 審査：企業の事業については、審査委員会による承認が必要。</p> <p>■ 対象品目・品種</p> <p>&lt;企業の事業&gt; 対象品目・品種の指定なし</p> <p>&lt;オリジナル事業&gt;</p> <p>○野菜 さぬきのめざめ(アスパラガス) さぬき姫(イチゴ) 瀬戸の春(ナバナ) さぬきな 金時にんじん</p> <p>○果樹 香緑、讚緑、さぬきゴールド(キウイフルーツ) 香粋(サルナシ) 小原紅早生(ミカン) 県選抜ピオーネ(ブドウ)</p> <p>○花き 県育成カーネーション ラナンキュラス 県育成キク マーガレット デルフィニウム</p> <p>○県内育成新品種等</p> <p>&lt;オーダー産地事業&gt;</p>	<p>1/2 以内</p>
<p>■ 県オリジナル品種等早期産地化推進事業</p> <p>県オリジナル品種等の早期産地化とブランド戦略の推進による有利販売を図るために必要な条件整備や推進活動などに支援する。</p> <p>a 開発実証 b 導入実証 c 販売促進活動 d 小規模土地基盤整備 e 栽培管理用機械施設 f 有機物供給・土づくり機械施設 g 集出荷・調整・貯蔵機械施設 h 加工流通機械施設 i 園芸廃棄物処理施設 j 特認機械施設 k その他</p>	<p>市町 農業協同組合 農業生産法人 営農集団 特認団体</p>			<p>1/3 以内</p>

<p>■オーダー産地育成対策事業</p> <p>実需者のニーズに対応した高付加価値な農産物の安定供給や生産流通コストの低減など生販一体となった産地構造の改革を促進するために必要な条件整備に対し支援する。</p> <p>d 小規模土地基盤整備 e 栽培管理用機械施設 f 有機物供給・土づくり機械施設 g 集出荷・調整・貯蔵機械施設 h 加工流通機械施設 i 園芸廃棄物処理施設 j 特認機械施設 k その他</p>	<p>市町 農業協同組合 農業生産法人 営農集団 特認団体</p>	<p>○野菜 レタス、イチゴ、アスパラガス、トマト、タマネギ、ニンジン、キュウリ、ニンニク、ブロッコリー、ネギ、パセリ</p> <p>○果樹 カンキツ、ブドウ、モモ、カキ、ナシ ピワ、キウイフルーツ、スモモ</p> <p>○花き ○盆栽 ○茶 ○オリーブ</p>	<p>1/3 以内</p>
<p>■園芸基幹品目産地強化推進事業</p> <p>本県野菜・果樹・花きの基幹品目であるレタス、イチゴ、ブロッコリー、ネギ、カンキツ、ブドウ、キクの産地間競争強化対策に対して支援する。</p> <p>e 栽培管理用機械施設 f 有機物供給・土づくり機械施設 g 集出荷・調整・貯蔵機械施設 h 加工流通機械施設</p>	<p>農業協同組合 特認団体</p>	<p>&lt;基幹品目事業&gt;</p> <p>○野菜 レタス、イチゴ、ブロッコリー、ネギ</p> <p>○果樹 カンキツ、ブドウ</p> <p>○花き キク</p> <p>■共通事項</p> <p>事業を取り組む品目の産地構造改革計画等が策定され生販一体の事業であること。</p> <p>計画的な産地づくりに関して積極的な取り組みが行われ、生産から販売に至る指導体制が整備されていること。</p> <p>事業の取り組みにより高度で生産性の高い経営産地の発展が図られること。</p> <p>新技術や新品種の地域並びに周辺地域への波及効果が期待できること。</p>	<p>1/3 以内</p>



			<p>(野菜) 事業対象野菜の受益面積は、概ね30a以上(施設野菜にあつては15a以上)であること。</p> <p>(花き) 事業対象花きの受益面積は、概ね15a以上(施設花きにあつては10a以上)であること。</p> <p>(果樹) 事業対象果樹の受益面積は、概ね50a以上(施設果樹にあつては30a以上)であること。ただし、小規模基盤整備のうち改植の受益面積は10a以上とする。</p> <p>(茶) 事業対象作物の受益面積は、概ね50a以上であること。ただし、小規模基盤整備のうち改植の受益面積は10a以上とする。</p> <p>(オリーブ等) 事業対象作物の受益面積は、概ね30a以上であること。ただし、小規模基盤整備のうち改植の受益面積は10a以上とする。</p> <p>■その他要件 (園芸基幹品目産地強化推進事業) 地域が目指す生産性の高い農作業体制確立による担い手の規模の拡大等を図るため、農作業の外部化、農作業受委託の円滑化及び多角的な作業請負組織の育成が図られること</p>	
--	--	--	---	--

※ただし、災害等緊急に対応する必要がある事案が生じ、かつ、知事が特に必要と認める場合にあつては、上表に定めるもののほか、緊急に事業を実施することができるものとする。

なお、上表補助率欄の規定にかかわらず、天災等により甚大な被害を受けた産地の復旧に関する事業にあつては、知事が特に必要と認めた場合に限り、1/2を上限に補助することができる。

中山間地域等直接支払交付金事業に係る基本方針について

1. 基本的な方針

平成22年度は、3期対策の初年度になります。本体策も11年目に入り、農業生産活動等の適切な実施に向け高齢農家に配慮した仕組みへの見直しがなされています。

また、遊休農地、耕作放棄地等が増加する傾向の中、2期対策からの協定農用地の円滑な移行に向けて、指導体制を強化していきます。

(1) 平成21年度実施地域

地域名	地域指定		農振農用地 区 域	対 象 農用地	対象農用地 を有する 地 域	事業実施地域
	通常基準 該 当	特認基準 該 当				
高瀬町	○	○	○	○	○	平成17年度から
山本町		○	○	○	○	平成19年度から
三野町		○	○	○	○	
豊中町		○	○			
詫間町	○	○	○	○	○	
仁尾町	○		○	○	○	平成18年度から
財田町	○		○	○	○	平成17年度から

2. 平成21年度実施状況について(報告)

(1) 対象農用地総量の状況

(単位:㎡)

区分	対象農用地 総 量	田計	田 (急傾斜)	田 (緩傾斜)	田 (特認)	畑計	畑 (急傾斜)	畑 (緩傾斜)	畑 (特認)
	I (J+K)	J (ア+イ+ウ)	ア	イ	ウ	K (エ+オ+カ)	エ	オ	カ
三豊市	10,809,838	6,286,637	3,317,000	2,151,895	817,742	4,523,201	2,701,492	1,740,760	80,949
うち高瀬地域	4,947,101	2,739,922	1,770,072	518,747	451,103	2,207,179	964,993	1,215,068	27,118
うち財田地域	4,232,025	3,148,125	1,531,591	1,616,534		1,083,900	651,876	432,024	
うち仁尾地域	1,210,242	31,951	15,337	16,614		1,178,291	1,084,623	93,668	
うち山本地域	420,470	366,639			366,639	53,831			53,831

(2) 協定農用地(参加農地)について

(単位:㎡)

区分	協定農用地 面 積	田計	田 (急傾斜)	田 (緩傾斜)	田 (特認)	畑計	畑 (急傾斜)	畑 (緩傾斜)	畑 (特認)
	L (M+N)	M (キ+ク+ケ)	キ	ク	ケ	N (コ+サ+シ)	コ	サ	シ
三豊市	9,005,275	5,456,135	2,962,141	1,780,837	713,157	3,549,140	2,220,456	1,283,470	45,214
うち高瀬地域	3,682,514	2,095,728	1,445,407	258,823	391,498	1,586,786	693,190	878,627	14,969
うち財田地域	3,970,547	3,017,434	1,504,968	1,512,466		953,113	618,294	334,819	
うち仁尾地域	1,000,310	21,314	11,766	9,548		978,996	908,972	70,024	
うち山本地域	351,904	321,659			321,659	30,245			30,245

(3) 協定率について

(単位:%)

区分	協定率	田計	田 (急傾斜)	田 (緩傾斜)	田 (特認)	畑計	畑 (急傾斜)	畑 (緩傾斜)	畑 (特認)
	O (P+Q)	P (ス+セ+ソ)	ス	セ	ソ	Q (タ+チ+ツ)	タ	チ	ツ
三豊市	83.3	86.8	89.3	82.8	87.2	78.5	82.2	73.7	55.9
うち高瀬地域	74.4	76.5	81.7	49.9	86.8	71.9	71.8	72.3	55.2
うち財田地域	93.8	95.8	98.3	93.6		87.9	94.8	77.5	
うち仁尾地域	82.7	66.7	76.7	57.5		83.1	83.8	74.8	
うち山本地域	83.7	87.7			87.7	56.2			56.2

## (4) 交付金の状況について

(単位:円)

区分	交付金総額	田計	田 (急傾斜)	田 (緩傾斜)	田 (特認)	畑計	畑 (急傾斜)	畑 (緩傾斜)	畑 (特認)
	R(S+T)	S(㊦+㊦+㊦)	㊦	㊦	㊦	T(㊦+㊦+㊦)	㊦	㊦	㊦
三豊市	102,415,456	75,636,895	51,449,827	12,181,161	12,005,907	26,778,561	22,516,687	3,845,907	415,967
うち高瀬地域	43,027,482	33,562,183	25,251,425	1,708,718	6,602,040	9,465,299	6,661,737	2,665,848	137,714
うち財田地域	43,146,960	36,347,375	25,951,316	10,396,059		6,799,585	5,858,534	941,051	
うち仁尾地域	10,558,894	323,470	247,086	76,384		10,235,424	9,996,416	239,008	
うち山本地域	5,682,120	5,403,867			5,403,867	278,253			278,253

## 3. 平成22年度における中山間地域等直接支払事業計画について

## (1) 平成22年度の取組計画

(単位:集落)

	平成21年度 協定集落数	今年度から 新たに参加 する集落数	平成22年度 協定集落数	Cのうち 通常協定 の集落数	Cのうち 8割協定 の集落数	参加農家数
	A	B	C(A+B)	D	E	F
三豊市	140	0	140	21	119	2,096
うち高瀬地域	53		53	7	46	941
うち山本地域	10		10		10	86
うち仁尾地域	11		11	8	3	221
うち財田地域	66		66	6	60	848

## (2) 対象農用地に関する計画

区分	対象農用地 総量	田計	田 (急傾斜)	田 (緩傾斜)	田 (特認)	畑計	畑 (急傾斜)	畑 (緩傾斜)	畑 (特認)
	G(A+B)	H(㊦+㊦+㊦)	㊦	㊦	㊦	I(㊦+㊦+㊦)	㊦	㊦	㊦
三豊市	10,809,838	6,286,637	3,317,000	2,151,895	817,742	4,523,201	2,701,492	1,740,760	80,949
うち高瀬地域	4,947,101	2,739,922	1,770,072	518,747	451,103	2,207,179	964,993	1,215,068	27,118
うち山本地域	420,470	366,639			366,639	53,831			53,831
うち仁尾地域	1,210,242	31,951	15,337	16,614		1,178,291	1,084,623	93,668	
うち財田地域	4,232,025	3,148,125	1,531,591	1,616,534		1,083,900	651,876	432,024	

# 耕作放棄地を借りて生産を拡大しませんか？

耕作放棄地区分（耕作放棄地全体調査 H20 全体面積 5,296ha(うち農振農用地区域内 4,042ha) 平成21年4月7日農水省公表）

<p>人力・農業用機械で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能な土地</p>	<p>草刈り等では直ちに耕作することはできないが、基盤整備を実施して農業利用すべき土地</p>	<p>耕作放棄地再生利用支援事業（県交付金）</p>
--	---	----------------------------



<p>緊急雇用創出事業臨時特例交付金 耕作放棄地活用緊急対策事業（農業経営課）</p>	<p>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金《施設等補完整備》(国)</p> <p>用排水施設、農道、市民農園、農業用機械、施設等の整備に対する支援（補助率1/2）</p> <p>・地域協議会が設立され、耕作放棄地再生利用実施計画を定めていること</p>	<p>事業実施要件</p>
<p>草刈り、耕耘等 (再生活動の総費用が6万円/10a未達の耕作放棄地を対象)</p>	<p>緊急雇用創出事業臨時特例交付金 耕作放棄地再生利用支援事業（土地改良課）</p>	<p>〔実施期間〕 H21年度～H23年度</p>
<p>・受託者は民間業者等とする。 ・5年間以上の耕作が見込まれること。</p>	<p>障害物除去、深耕、整地等に対する支援（再生活動の総費用が6万円/10a以上の耕作放棄地を対象）</p> <p>・地域協議会が設立され、耕作放棄地再生利用実施計画を定めていること ・受託者は民間企業者とする。 ・5年間以上の耕作が見込まれること</p>	<p>〔地元負担〕 ・担い手は無償 ・担い手以外は3万または5万円</p>
<p>耕作放棄地再生利用緊急対策交付金《再生利用活動》(国)</p>	<p>障害物除去、深耕、整地等に対する支援（再生活動の総費用が6万円/10a以上(地元負担を含む)の耕作放棄地を対象）</p> <p>・地域協議会が設立され、耕作放棄地再生利用実施計画を定めていること ・耕作者が確保されており、5年間以上の耕作が見込まれること</p>	<p>〔担い手の要件〕 ・認定農業者 ・特定農業法人 ・特定法人 ・特定農業団体 ・市町水田農業ビジョンに基づく担い手リスト掲載者及び集落営農組織</p>

  

問い合わせ先  
香川県農政水産部土地改良課  
農地整備グループ  
TEL 087-832-3438



再生後の保全（農地・水・環境保全向上対策，中山間直接支払い制度等施策と連携）

別表(第2条関係)

事業の種類		補助率(又は補助金額)
事業名	事業内容	
国庫又は県費補助事業	国又は県の補助金交付要綱の定めによる。	国又は県の補助金交付要綱の定めによる。
有害鳥獣駆除対策事業	駆除用器具購入補助事業	市内狩猟免許取得者がくくり罠又は箱おりを新規に購入する経費に対して補助する。 補助率 1/3以内 補助金限度額 ・くくり罠 20,000円 ・箱おり 50,000円
	被害対策用ネット等設置事業	水田、畑等の農作物を守るためのネット、トタン、電気牧柵を設置する経費に対して補助する。 ただし、材料費のみとし、電気牧柵は本体、チェッカーの経費であって、電線類は除く。 補助率 1/2以内 ただし、他の補助金等を受けた場合は、事業費から他の補助金等を除いた額の1/2以内 補助金限度額 100,000円
	狩猟免許取得補助事業	狩猟免許を取得するための経費に対して補助する。 対象経費は、受検手数料、初心者講習会受講料とする。 補助率 1/2以内
	イノシシ捕獲奨励金	有害鳥獣駆除申請に基づく有害鳥獣駆除許可を受け、4月1日から10月31日までの間にイノシシを捕獲した者に対して交付する。 1頭につき10,000円以内
資源型漁業推進種苗放流事業	魚介類の種苗を放流する経費に対して補助する。 補助率 1/2以内	
財田川稚魚放流事業	財田川に鮎、鯉の稚魚を放流する経費に対して補助する。 補助率 1/2以内	

平成22年度ノイックマ・ハクビシン捕獲状況

檻設置日	捕獲日	獣種	住所	場所	氏名	捕獲数	被害内容	捕獲者	備考
3月下旬	4月10日	アライグマ	三野町吉津甲1531	自宅	新延 和敏	1	住宅侵入	三豊市	
4月11日	4月11日	アライグマ	高瀬町上高瀬1852	自宅(納屋)	安藤 正憲	2	納屋侵入	三豊市	子供
4月11日	4月12日	アライグマ	高瀬町上高瀬1852	自宅(納屋)	安藤 正憲	1	住宅侵入	三豊市	
2月18日	4月24日	ハクビシン	豊中町岡本2674	自宅	西山 勝彦	1	住宅侵入	三豊市	
4月下旬	5月7日	アライグマ	仁尾町	工場	三木	1	工場侵入	三豊市	
4月24日	5月8日	ハクビシン	豊中町岡本2674	自宅	西山 勝彦	1	住宅侵入	三豊市	
5月11日	5月13日	アライグマ	山本町神田乙961-24	イチゴハウス	白川 博	1	イチゴ食害	三豊市	
5月13日	5月14日	ハクビシン	山本町神田乙961-24	イチゴハウス	白川 博	1	イチゴ食害	三豊市	
5月13日	5月15日	アライグマ	山本町神田乙961-24	イチゴハウス	白川 博	1	イチゴ食害	三豊市	
5月13日	5月18日	アライグマ	山本町神田乙961-24	イチゴハウス	白川 博	1	イチゴ食害	三豊市	大型檻で捕獲

5月26日時点  
 アライグマ 8頭  
 ハクビシン 3頭

平成22年度有害鳥獣講習会

開催日	開催時間	開催地	開催場所	生産者	参加者	備考
4月28日(水)	13時30分	豊中町	JA香川県豊中本山支店	JA香川県豊中果樹部会員	135名	
5月20日(木)	13時30分	仁尾町	JA香川県仁尾町支店	JA香川県仁尾町支店果樹部会員	80名	
6月4日(金)	13時30分	高瀬町	JA香川県上高瀬支店	JA香川県高瀬柑橘部会役員会	20名	

# 三豊市農業振興対策基金事業(農地流動化関係事業)概要

事業実施期間:平成 年度～平成 年度

事業名		事業目的	採択要件	助成金額	備考
農地流動化自給力向上事業	農業経営規模拡大助成事業	本市の土地利用型農業の担い手となる中核農家に対して、当該助成金を交付することにより、農地の流動化を促進し、もって農地の有効利用を図る。	農地の権利取得時に1.0ha以上の経営規模を有する者の内、作付け・販売目的で、期間借地を除く存続期間が3年以上の使用貸借権又は賃借権を設定した借手及び新たに農地を取得した者。	(1)使用貸借権又は賃借権の新規設定 【初年度のみ、20,000円/10a】 (2)所有権移転 【初年度のみ、20,000円/10a】 (3)使用貸借権又は賃借権の再設定 【初年度のみ、10,000円/10a】	※使用貸借権又は賃借権の設定及び所有権移転の場合、助成の重複はせず助成単価の高額な事業で交付する。
	不作付地解消自給力向上助成事業	本市の意欲ある農業者に対して、当該助成金を交付することにより、本市内に散在する不作付地の減少と、耕作放棄地の解消を目的とし、もって地域農業の自給力の向上を図る。	三豊市地域水田農業推進協議会が、調整水田或いは自己保全管理等の不作付地として認定した田に対して、作付け・販売目的で、期間借地を除く3年以上の使用貸借権又は賃借権を設定した借手及び新たに当該不作付地を取得した者。	(1)使用貸借権・賃借権の設定 【初年度のみ、30,000円/10a】 (2)所有権移転 【初年度のみ、30,000円/10a】	

## ※助成金の返還等について

市長は、農業委員会の協力を得て、助成金の交付対象となった農地について、必要に応じ現地確認を行うとともに助成金の交付対象者が次の各号に該当すると認められる場合は、助成金の全部、又は一部の返還を求めるものとする。

- ①助成金の交付要件に違反したとき。
- ②不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- ③対象農地を適切に耕作していない事実が判明した場合。
- ④使用貸借権或いは賃借権の設定を受けることによって、助成金の交付対象となった農地に係る使用貸借権或いは賃借権の設定後、その設定期間内にその農地の返還又は、同一世帯員以外への使用貸借権或いは賃借権の移転、若しくは転貸を行ったとき（但し、災害による農地の崩壊、公用公共の用に供するための買収等、貸付人及び借受人双方の責によらない事由により農地の返還等を行った場合を除く）。
- ⑤所有権の移転を受けることによって助成金の交付対象となった農地に係る所有権移転後、5年以内にその農地を転用、又は同一世帯員以外への利用権等の設定を行ったとき（但し、公用公共の用に供する場合を除く）。

事業名	事業目的	対象経費	事業実施主体	採択基準	補助率
集落営農等農業振興 団体活動促進事業	地域農業振興、作物生産 振興、農産物加工販売等、 三豊市農業の発展のため 活動を行う農業団体に対す る支援(ソフト事業)	集落内の合意形成により、集落内営農組織を 設立又は継続し、組織の効率的な活動の推進 に要する経費  作物生産者で組織する団体、地域農産物の生 産・加工・販売に取り組む団体が、生産技術の 改善や新規作物の導入、及び加工・販売活動 を行うための推進活動に要する経費  鳥獣害防止の計画策定に要する経費  (対象となる経費)  会議の開催、調査研修活動、販売促進活動、 新技術導入、品質分析、経理ソフト購入、税理士 相談、法人登記指導、鳥獣害防止対策機材、 その他組織の運営上必要と認められる経費  (助成対象外)  パソコン・プリンター、肥料農薬等生産資材の購入、 飲食費(食事、弁当代、懇親会費等)、共済掛 金、土地改良、水利等	地域農業集団として 組織する団体  作物生産者で組織す る団体  地域特産物の加工・ 販売に取り組む者で 組織する団体	集落営農組織及び地域農 産物等作物の生産・加工・ 販売活動に取り組む団体を 設立又は継続し、活性化し ようとする意欲ある組織であ ること  集落営農組織は、集落の農 地及び農作業の3分の1以上 を担う組織で規約・代表者 等の定めがあるもの。耕地面 積10ha以上の組織 地域農産物等作物の生産・ 加工・販売活動に取り組む 団体は、3名以上で規約・代 表者等の定めがある組織  地域ぐるみで鳥獣害防止対 策に取り組む集落	上限300千円/組織 2年継続可
集落営農等農業振興 団体活動支援事業	地域農業振興、作物生産 振興、農産物加工販売等、 三豊市農業の発展のため 活動を行う農業団体の取り 組みに必要な機械・施設の 整備に対する支援(ハード事 業)	農業振興団体の活動に必要な共同利用機械・ 施設の整備に要する経費  (対象となる経費)  集落営農用機械・施設、集出荷・調整・貯蔵・ 加工処理施設、その他組織の運営上必要と認 められる経費			事業費の1/2以内又は 2,000千円のいずれか 低い額
新規就農者活動促進 事業	認定就農者の円滑な研修 など、就農初期の負担軽減 に対する支援(ソフト事業)	新規就農者が農業大学校や先進農家等にお いて農業技術・経営方法等を習得するために 行う研修や、就農に必要な免許資格の取得等 に対する助成	認定就農者	就農開始後3年までの認定 就農者  申請時におおむね40歳以 下	30千円/月又は年間 300千円のいずれか低 い額
新規就農者活動支援 事業	認定就農者が認定就農計 画に即した経営を展開す るために必要な施設等の整 備に対する支援(ハード事 業)	就農計画達成に必要な施設・機械を購入する 経費 排水、土壌改良その他作付条件を整備上必要 と認められる経費			事業費の1/2以内又は 1,000千円のいずれか 低い額